

デフォルトファンドの取扱い、自動移換への対応に係る通知改正の意見募集開始

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	DC
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ポイント

ご参考にDB年金、厚生基金のお客様にお送りしています。

以下の改定について、今般意見募集¹が開始されましたので、ご案内致します。

<改正内容²>

1. デフォルトファンド³の設定に関する取扱いの明確化
2. 個人情報の取扱いの明確化
3. 事業主の資格喪失者に対する資産の移換に関する説明義務の明確化

1 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495090240&OBJCD=100495&GROUP=>

2 改正対象通知「確定拠出年金制度について」(法令解釈)

3 加入者等から運用の指図が行われるまでの間において運用を行うために、あらかじめ定められた運用方法

概要

<改正の趣旨>

事業主、DC運営管理機関等からの制度改善要望を踏まえたもの。

<改正内容>

1. デフォルトファンドの設定に関する取扱いの明確化
 - ・運用指図のない状態を回避する方法として、デフォルトファンドを設定する場合の規約記載事項を明確化するもの。
2. 個人情報の取扱いの明確化
 - ・事業主および運営管理機関が加入者等の個人情報を使用する場合として認められる「業務の遂行に必要な範囲内」、「その他正当な理由がある場合」の事例を具体的に示し、明確化するもの。
3. 事業主の資格喪失者に対する資産の移換に関する説明義務の明確化
 - ・事業主が資格喪失者に対して説明すべき内容及び方法を具体的に示し、明確化するもの。

以上